

災害被災木等活用実態調査支援事業 当該事業における調査範囲について



一般社団法人
日本木質バイオマスエネルギー協会

【区分】木質系混合物

【品目例】木質系混合物



- ※ 角材・柱材等が主体の混合物
- ※ リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要
- ※ 火災防止措置を検討する必要がある

【品目例】木質系混合物



- ※ 同左

【品目例】木質系混合物



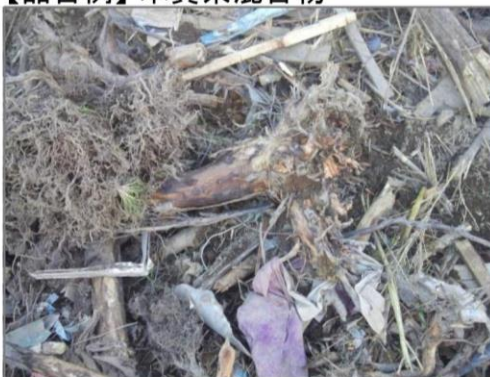
- ※ 草木等(稲わら)が主体の混合物

【品目例】木質系混合物



- ※ 草木等(生木)が主体の混合物

【品目例】木質系混合物



- ※ 草木等(生木)が主体の混合物

【品目例】木質系混合物



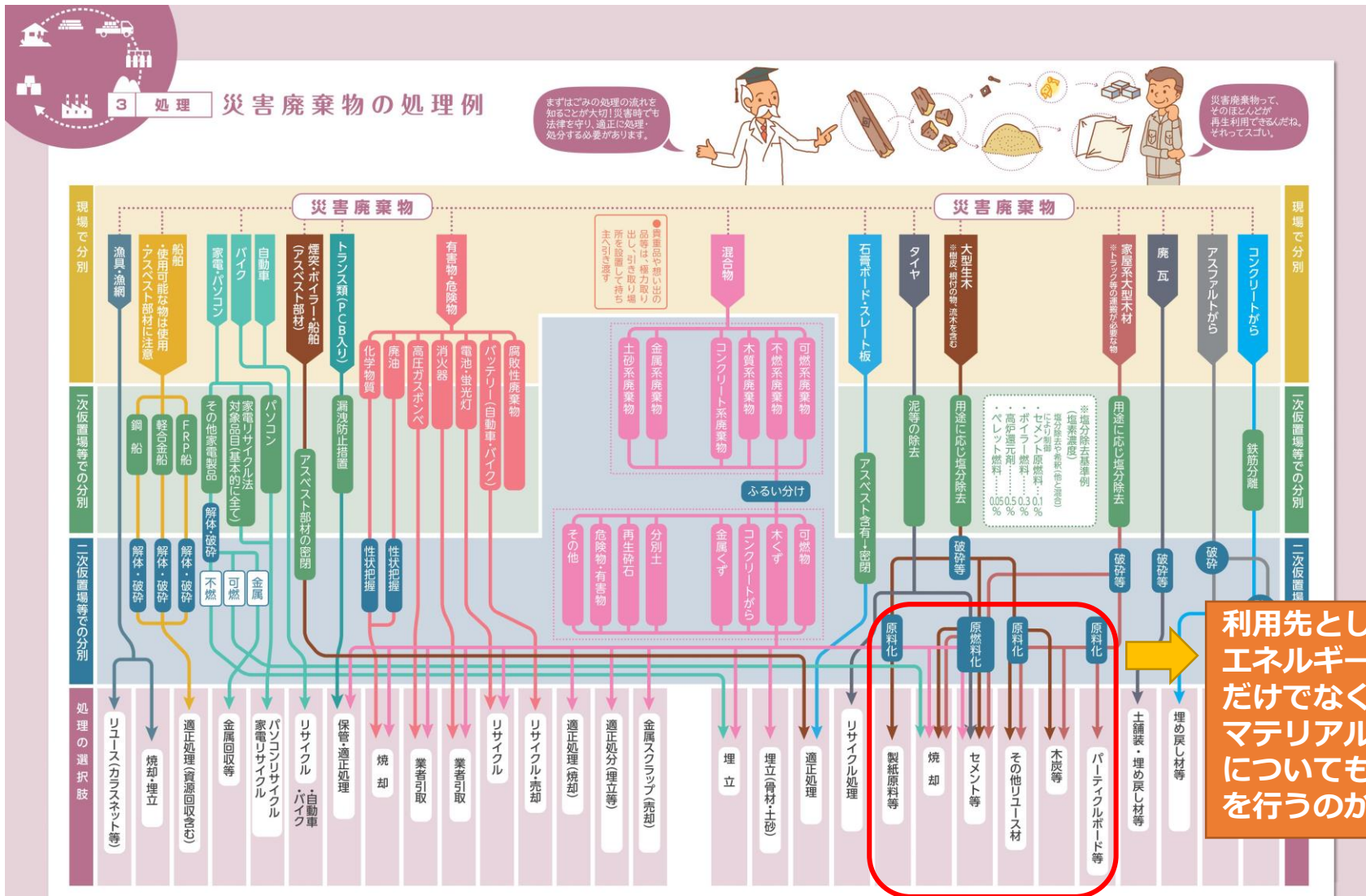
- ※ 草木等(土のう袋入)

公募要項における
対象範囲

その他の木くずも当該事業の対象範囲とするのか。

(出典) 環境省 災害廃棄物の種類

論点2：利用先の範囲



利用先として、エネルギー利用だけでなく、マテリアル利用についても検討を行うのか

食品ごみなど腐敗性の高いものは「可燃ごみ」として回収するが、臭いの漏洩を防ぐためビニール袋などに入れ、口をしぼる。

2 廃棄物処理 災害廃棄物処理までの流れ



(出典) 環境省 災害発生時における廃棄物の注意点